

あしよろの上下水道

～ 6月1日から6月7日までは、第66回「水道週間」です ～

たいせつに みずはみんなの たからもの

水道は、生活や経済活動を支える大切な役割を果たしています。町は、安全な水を安定して供給することに努めています。

メーター器取替工事にご協力ください

お客様が使用されているメーター器が正確に計量できるよう、計量法により有効期間が8年と定められています。

そのため、メーター器（私設メーター器を除く）の有効期限が満了となるまでに、町が計画的に取り替えていきます。

メーター器の取替作業は、町で契約した請負業者が行います。

お客様にメーター器取替費用を請求することはありません。

- 取替作業時にお客様が立会する必要はありません。
- メーターボックス・受信機の周辺には物を置かないでください。
- メーター器取替完了後、水の使い始めに空気や濁った水が出ることがあります。しばらく出していただくと通常の状態に戻ります。
- 取替対象のメーター器側面には下記のシールが貼られています。



足寄町建設課上下水道室 令和6年度満期メーター器取替工事（前期）一覧

・取替対象は、平成36年6月～10月検満のメーター器となります。

工事名	施行場所	施行期間	請負業者
上水道事業用メーター器取替工事（その2）	北2条1丁目、北2条4丁目、北3条1丁目、 南1条1丁目～2丁目、南1条4丁目、下愛冠1丁目	5月10日～8月30日	有限会社 白沢文栄堂
上水道事業用メーター器取替工事（その3）	南2条2丁目、南2条5丁目、南3条2丁目～5丁目、 南4条1丁目～3丁目	5月10日～8月30日	有限会社 コミヤマ
上水道事業用メーター器取替工事（その4）	南4条4丁目～6丁目、南5条1丁目、南5条4丁目、南5条6丁目、 南6条1丁目～2丁目、旭町1丁目～2丁目、旭町5丁目、西町7丁目	5月10日～8月30日	有限会社 むとう
上水道事業用メーター器取替工事（その5）	南6条4丁目～7丁目、栄町2丁目	5月10日～8月30日	株式会社 マルヨ産業
営農用水道事業用メーター器取替工事（その1）	上足寄、茂喜登牛、中矢、茂足寄、本別町月見台	5月10日～8月30日	株式会社 マルヨ産業
簡易水道事業用メーター器取替工事（その1）	芽登本町	5月10日～8月30日	株式会社 マルヨ産業

お問い合わせ

足寄町役場 建設課 上下水道室 TEL0156-28-3868